

○愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則

(免許証の返納)

第九条 ふぐ処理師は、条例第九条第一項から第三項までの規定により免許の取消しを受けたとき、又は第七条の規定により免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、直ちに、ふぐ処理師免許証返納届（様式第六）により、知事にその免許証を返納しなければならない。